

一般貨物自動車運送事業の燃油特別付加運賃

(燃料サーチャージ)

適用開始日 2025年 9月 1日

運賃料金適用方法

(適用地域)

1. この燃料サーチャージ額は、2025年9月実施の貨物自動車運送事業の貸切運賃を適用した場合に適用します。

(運賃料金計算の基本)

2. (1) 燃料サーチャージ額は、使用車両1車1回の運送ごとに計算します。

(2) 車両が2両以上連結して運送される場合であって、荷主が同一であり、かつ、発地及び着地が同一のときは2両以上の車両を1車として計算します。

(運賃料金計算の方法)

3. (1) 燃料サーチャージ額は、使用車両の車種及び運送距離によって計算します。

なお、使用車両の車種は、当該車両の最大積載量（標記トン数といいます。以下同じ）によって、次のとおり分類します。

車種	小型	普通	中型・大型	超大型	牽引
標記トン数	2トン以下	2トン超 ～ 5トン未満	5トン以上 ～ 9トン未満	9トン以上	連結車全般

(2) 基準軽油価格（円/ℓ）を別表のとおりとし、現軽油価格（(財)日本エネルギー経済研究所石油情報センターが公表する一般小売価格データの過去3ヶ月平均値とする。以下同じ）が上昇又は下降した場合、変動額（算出上の燃料価格上昇額）は別表の軽油価格帯に応じた額とします。なお、現軽油価格が別表の最高額を超えたときは、同様の手法で上昇額を算定して適用します。

(3) 燃料サーチャージの改定条件及び廃止条件は、次のとおり適用します。

- ・改定条件・・・3ヶ月ごとに現軽油価格を算定のうえ、現軽油価格が価格帯の幅を超えた時点で、翌月から改定します。
- ・廃止条件・・・3ヶ月ごとに現軽油価格を算定のうえ、現軽油価格が基準価格を下回った時点で、翌月から廃止します。

(4) 燃料サーチャージ額を次式により算出し、別途定め現に適用している運賃に対し増額します。

計算式：

現に適用している運賃料率の^{*}里程（km）÷車種ごとの燃費（km/ℓ）
×算出上の燃料価格上昇額（円/ℓ）

(端数の処理)

4. 燃料サーチャージ額を計算する場合に生じた10円未満の端数は、10円に切り上げます。

(消費税及び地方消費税の加算方法)

5. (1) 燃料サーチャージ額の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。

(2) 前号により計算した金額に1円未満の端数が生じた場合は、1円単位に四捨五入します。

(その他)

6. この運賃料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。